



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年2月22日（火）
問い合わせ先：
福祉総務課（臨時特別給付金事業担当）
副参事：大谷
担当：清川、山舘、村田
電話：829-1544
内線：4750

さいたま市住民税非課税世帯等臨時特別給付金について
～確認書等の発送及び受付を開始します～

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。今後、下記のとおり受付を開始します。

記

1 給付申請の受付開始について

（1）住民税非課税世帯の方

対象世帯主あてに、令和4年2月25日（金）から確認書の発送を開始します。確認書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、専用の返信用封筒にて郵送してください。受付を順次開始します。

<必要書類>

- ① 申請者の本人確認書類のコピー【健康保険証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード(表面)、運転免許証等のコピー（いずれか1点）】
- ② 受取口座を確認できる書類のコピー【通帳（表紙裏）もしくはキャッシュカードのコピー】

（2）家計急変世帯の方

さいたま市臨時特別給付金コールセンター宛にご連絡いただければ申請書一式を郵送します。必要事項を記入した申請書に必要書類を添付の上、専用の返信用封筒にて郵送してください。申請の受付は、令和4年3月1日（火）から順次開始します。

<家計急変世帯の申請に必要な書類>

- ① 令和3年1月以降の世帯全員分の任意の1か月の収入が確認できる資料のコピー（給与収入・事業収入・不動産収入・年金収入）
- ② 戸籍の附票の写（令和3年12月10日以降、2回以上住所変更された方のみ）

- ③ 申請者の本人確認書類のコピー【健康保険証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード(表面)、運転免許証等のコピー (いずれか1点)】
- ④ 受取口座を確認できる書類のコピー【通帳 (表紙裏) もしくはキャッシュカードのコピー】

(3) 対象者及び手続方法

対象者	手続方法	返送・申請期限
<p>1 住民税非課税世帯</p> <p>基準日 (令和3年12月10日) において、さいたま市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分 (令和2年1月1日から12月31日の収入) の住民税均等割が非課税である世帯 (生活保護世帯も含む)。</p>	<p>対象となる世帯には、さいたま市から確認書を送付します。</p> <p>確認書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送にて御返送ください。</p>	<p>令和4年 9月30日(金)</p> <p>消印有効</p>
<p>2 家計急変世帯</p> <p>1以外で、申請時にさいたま市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月以降の世帯全員の年収見込額が住民税非課税相当水準以下と認められる世帯。</p>	<p>申請が必要です。</p>	

- ※ 1・2いずれも住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。
- ※ 1世帯につき1回限りの受給となります (1と2両方での受給はできません)。

2 給付時期

住民税非課税世帯の方につきましては、申請書類に不備のない場合、確認書の受付から給付まで概ね1か月程度かかる見込みです。

家計急変世帯の方につきましては、所得の審査を要するため、申請書の受付から給付まで概ね2か月程度かかる見込みです。

3 配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難されている方への対応

DV等を理由に基準日 (令和3年12月10日) においてさいたま市に住民登録がない方も一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより給付金を受給できる場合があります。

<受給要件>

- ① 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書の提出。
- ② ①に裁判所が発行する保護命令決定書の写し、確定証明書等、婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書が添付されていること。
- ③ 収入要件を満たしていること。

4 問い合わせ先

さいたま市臨時特別給付金コールセンター

電話番号 0120-211-250

Fax 番号 0120-753-668 (耳や言葉の不自由な方のご相談はこちら)

受付時間 8時30分から17時15分まで(土、日、祝日を含む)

5 その他

詳しくは、別添のチラシ又はさいたま市ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.city.saitama.jp/002/003/008/p085886.html>

階層 : トップページ > 健康・医療・福祉 > 福祉 > お知らせ >
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

さいたま市 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の御案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

支給対象者		手続方法	返送・申請期限
1 住民税非課税世帯 基準日(令和3年12月10日)において、さいたま市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分(令和2年1月1日~12月31日の収入)の住民税均等割が非課税である世帯(生活保護世帯も含む)。	➡	対象となる世帯には、さいたま市から確認書を送付します。確認書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送にて御返送ください。	令和4年 9月30日(金) 消印有効
2 家計急変世帯 1以外で、申請時にさいたま市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月以降の世帯全員の年収見込額が住民税非課税相当水準以下にあると認められる世帯。	➡	申請が必要です。 (裏面を参照ください)	

- ※ 1・2いずれも住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。
- ※ 1世帯につき1回限りの受給となります(1と2両方での受給はできません)。

給付金額

- 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 …… 1世帯あたり **10万円**

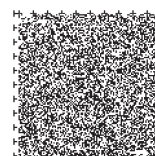
お問合せ先

さいたま市臨時特別給付金コールセンター

電話 0120-211-250

FAX 0120-753-668(耳や言葉の不自由な方の御相談はこちら)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜・祝日を含む)



■ 家計が急変した世帯への給付金の申請について

申請方法

さいたま市臨時特別給付金コールセンター宛に御連絡いただければ申請書一式を郵送いたします。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、専用の返信用封筒にて郵送してください。詳しくは、さいたま市臨時特別給付金コールセンターにお問合せください。

電話 0120-211-250 FAX 0120-753-668

必要書類

- 1 令和3年1月以降の世帯全員分の任意の1か月の収入が確認できる資料のコピー（給与収入・事業収入・不動産収入・年金収入）
- 2 戸籍の附票の写し（令和3年12月10日以降、2回以上住所変更された方のみ）
- 3 申請者の本人確認書類のコピー【健康保険証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード（表面）、運転免許証等のコピー（いずれか1点）】
- 4 受取口座を確認できる書類のコピー【通帳（表紙裏）もしくはキャッシュカードのコピー】

■ 配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難されている方へ

DV等を理由に基準日（令和3年12月10日）においてさいたま市に住民登録がない方も、一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、給付金を受給できる場合があります。詳しくは、さいたま市臨時特別給付金コールセンターにお問合せください。

電話 0120-211-250 FAX 0120-753-668

■ 令和3年1月1日から基準日（令和3年12月10日）の間で離婚した方へ

令和3年1月1日から基準日（令和3年12月10日）の間で離婚した方は、一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、給付金を受給できる場合があります。詳しくは、さいたま市臨時特別給付金コールセンターにお問合せください。

電話 0120-211-250 FAX 0120-753-668

■ 臨時特別給付金の詐欺に注意!!

絶対に教えない! 渡さない! ●暗証番号 ●キャッシュカード ●通帳



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

都道府県・市区町村や国の職員が以下の事項を行うことは絶対にありません

- × 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- × 受給にあたり、手数料の振込を求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続を求めること



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）に御連絡ください。